適正水準とすべき

少子化対策

- 3. 相続税・贈与税関係
- (1)相続税の負担率はすでに先進主要国並みであること から、これ以上の課税強化は行うべきではない。 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す。

贈与税の基礎控除の引き上げ

相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げ

- 4. 地方税関係
- (1)固定資産税の抜本的見直し

商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に 見直す。

償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また将来的には廃止も検討すべき。 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に 応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化 の観点から評価体制は一元化すべき。

- (2)事業所税の廃止
- (3)超過課稅

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために 法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
- (2)国税電子申告(e-Tax)

利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告(eLTAX)との一体化の検討、インセンティブとして法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等税制措置を求める。

では問題は

〔会社の税務 よろず相談室⑩ 〕法人税その35

社葬費用について

- **Q** 死亡した会長の社葬を行いました。社葬費用の税 務上の取り扱いについて教えてください。
- A 法人が、その役員又は使用人が死亡したために社 葬を行い、その費用を負担した場合において、 そ の社葬を行うことが社会通念上相当であり、かつ、

その負担した費用が社葬のために通常要するものであると認められるときは、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

「社葬を行うことが社会通念上相当」かどうかは、 社葬の対象となる故人の企業に対する貢献度(企業 における経歴、職務上の地位)や、死亡の事由(業 務上、業務外の区別)などによって総合勘案して判 断することになります。

「社葬のために通常要する費用」とは、社葬を実際 に執り行う際に必要となる費用であり、以下のよう なものがあります。

- ・式場使用料
- ・新聞広告費
- ・生花、祭壇費
- ・お布施
- ・会葬礼状、粗品代
- ・会場での飲食代(遺族、葬儀委員の飲食代)
- ・タクシー代(遺族、来賓等送迎費用)
- ・アルバイト代(交通整理等警備員費用)

社葬を行うために直接必要な費用は、社葬費用として損金とすることができますが、それ以外の費用については、遺族が負担すべきものとされています。それには、以下のようなものがあります。

- ・本葬以外の読経料
- ・墓地の購入費
- ・仏壇購入費
- ・香典返しの費用
- ・戒名料
- ・納骨費用

遺族が負担すべき費用を企業が支払ったとしても、 社葬費用として損金処理することは認められません。

- ・遺族が役員の場合.......役員賞与
- ・遺族が企業関係者でない場合.......寄附金

なお、会葬者が持参した香典等を遺族の収入とした 場合には、法人の収入としないことができます。

参考

(法人税基本通達9 - 7 - 19)

法人が、その役員又は使用人が死亡したため社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。

(注)会葬者が持参した香典等を法人の収入としないで遺族の収入としたときは、これを認める。

(税制委員会:赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸 グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)